

平成26年12月17日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

「損保ジャパンーS&P 拡大中国株投信」および 「損保ジャパンーS&P 拡大中国株マザーファンド」 信託約款の変更(決定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記ファンドは、平成26年11月14日から平成26年12月16日の間、以下の信託約款の変更に
対する異議申立てを受付けておりました。

その結果、異議申立てを行った受益者の受益権口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超
えなかったため、当初の予定通り信託約款の変更が決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、信託約款の変更は、平成27年1月20日付で適用いたします。

敬具

記

◆変更内容

損保ジャパンーS&P 拡大中国株マザーファンド

投資対象	変更前	中国本土、香港及び台湾を含む地域において事業の過半を展開する企業または当該地域から利益の過半を得ている企業の株式
	変更後	中国、香港及び台湾の株式（DR（預託証書）を含みます。）
投資銘柄の 選定方法	変更前	S & P グレーター・チャイナ・ALL-STAR S インデックス※ に含まれる企業の株式へ投資します。同インデックスを構成する各銘柄の投資評価ランクに基づき、投資銘柄を選定します。 ※中国本土、香港及び台湾を含む地域において事業の過半を展開する企業または当該地域から利益の過半を得ている企業で、中国、香港、台湾、シンガポール、米国等に上場している企業の株式で構成されています。
	変更後	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント独自の投資価値分析に基づき、相対的に割安度の高い銘柄に投資します。

前記信託約款の変更が決定しましたので、以下の内容についても変更します。

損保ジャパン-S&P 拡大中国株マザーファンド

名称	変更前	損保ジャパン-S&P 拡大中国株マザーファンド
	変更後	損保ジャパン拡大中国株マザーファンド
投資制限	変更前	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	変更後	投資信託証券(上場投資信託証券ならびに信託財産に既に組入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

損保ジャパン-S&P 拡大中国株投信

名称	変更前	損保ジャパン-S&P 拡大中国株投信
	変更後	損保ジャパン拡大中国株投信
投資制限	変更前	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	変更後	投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券ならびに信託財産に既に組入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
運用管理費用 (信託報酬)	変更前	・年率 <u>1.728%</u> (税抜 <u>1.60%</u>) (配分) 委託会社 税抜 <u>0.80%</u> 、販売会社 税抜 <u>0.70%</u> 、受託会社 税抜 <u>0.10%</u>
	変更後	・年率 <u>1.674%</u> (税抜 <u>1.55%</u>) (配分) 委託会社 税抜 <u>0.75%</u> 、販売会社 税抜 <u>0.70%</u> 、受託会社 税抜 <u>0.10%</u>

日頃のご愛顧に心から御礼申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部
電話番号 03-5290-3519 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)